
令和4年度国民健康保険税の見直しについて

1. 諮問について

国民健康保険税率の見直しについて

令和4年度宮代町国民健康保険税の税率(所得割・均等割)は据置とし、令和5・7年度に税率の見直しを行う。

2. 背景

- (1) 令和3年度は税率等の見直しの年であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により被保険者の経済状況の悪化が見込まれることから、1年延期し令和4年度の見直しとした
(令和2年11月 国保運営協議会答申)
- (2) 令和9年度には保険税の県内統一が、目標として掲げられており、それまでに多くの赤字を解消する必要がある(県内統一の一条件)

□ 見直しにあたっての町の方針

県の示す標準保険税率を参考に、

- ① 定期的な見直し …………… 2年毎に税率等の見直しを行う
(令和5年、7年度)
- ② 一定のルール付け ……… 改正前年度の赤字額の概ね半分を順次解消 (当面)
- ③ 急激な負担増を回避 …… 広域化後の財政状況を注視、一定の範囲内で赤字解消に努める

□ 審議していただきく内容

現状分析等を踏まえ、令和4年度の国保税率の見直しについて

3.これまでの経緯

H28.12	<input type="checkbox"/> 平成29年度の国保税条例の改正 <ul style="list-style-type: none">・ 解消すべき赤字額 9,500万円・ 賦課方式(4方式から2方式)、賦課割合(応能割7:応益割3から5:5に近づける)
H29.4	<input type="checkbox"/> 新税率施行
H30.6	<input type="checkbox"/> 平成31年度の国保税見直しを決定
H30.12	<input type="checkbox"/> 令和元年度の国保税条例の改正 <ul style="list-style-type: none">・ 解消すべき赤字額 6,000万円・ 医療分、支援分、介護分の全ての区分を見直し・ 医療費適正化等の取組推進
H31.2	<input type="checkbox"/> 赤字解消計画の提出
H31.4	<input type="checkbox"/> 新税率施行
R2.11	<input type="checkbox"/> 令和3年度の国保税見直しを延期し、令和4年度に見直しとする(国保運営協議会答申)
R3. 8	<input type="checkbox"/> 令和4年度の国保税率の見直しについて(諮問)

4.国保税の状況

□ 賦課区分と賦課割合

(1) 賦課区分は医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分で構成

- 医療分: 医療費に充てられる税金
- 後期高齢者支援分: 後期高齢者支援制度への支援金に充てられる税金
- 介護分: 40歳から64歳の被保険者の介護保険への納付金に充てられる税金

(2) 応能割(所得割)は個人の負担能力に応じて賦課、応益割(均等割)は加入者すべてに賦課

- 応割応益割の負担割合は県運営方針の目標では50対50を目指している

(3) 賦課限度額は被保険者に税金を1年間賦課できる限度額

区 分		医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)	内 容
応能割 55%	所得割	6.17%	2.05%	1.89%	被保険者の前年分の総所得金額から 基礎控除(43万円)を引いて左の税率をかける
応益割 45%	均等割	31,800円	11,000円	14,100円	加入者1人当たりの額
賦課限度額		630,000円	190,000円	170,000円	1年間の額

**ポイント1 所得割の割合を増やすと、所得がある被保険者の負担が増となる
均等割の割合を増加すると、被保険者全員の負担が増となる**

5.令和3年度標準保険税率について

□ 標準保険税率との比較

	医療分※1		後期支援分※2		介護分(40歳～64歳)※3	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
現在の税率	6.17	31,800	2.05	11,000	1.89	14,100
R3町標準保険税率	6.72	37,702	2.33	13,560	2.35	19,357
差	△0.55	△5,902	△0.28	△2,560	△0.46	△5,257

○標準保険税率とは、国保財政の健全化を目的に現在の市町の税率等の状況を見える化し、市町が目指すべき方向性を決定する際の参考値とできるよう埼玉県が毎年度示すもので、国保事業費納付金(埼玉県が市町の保険給付費や国保事業に要する費用の財源に充てるために、市町から徴収するもの)を100%国保税で賄う場合に必要な数値

ポイント2 標準保険税率と比較して町の税率が低い場合:税収が不足 // 高い場合:税収が超過

参考	医療分		後期支援分		介護分(40歳～64歳)	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宮代町標準保険税率						
R3	6.72	37,702	2.33	13,560	2.35	19,357
R2	6.31	36,133	2.29	13,593	1.79	14,686
R1	6.93	38,089	2.23	12,826	1.54	13,230

□世帯・所得の状況

※R3本算定での状況

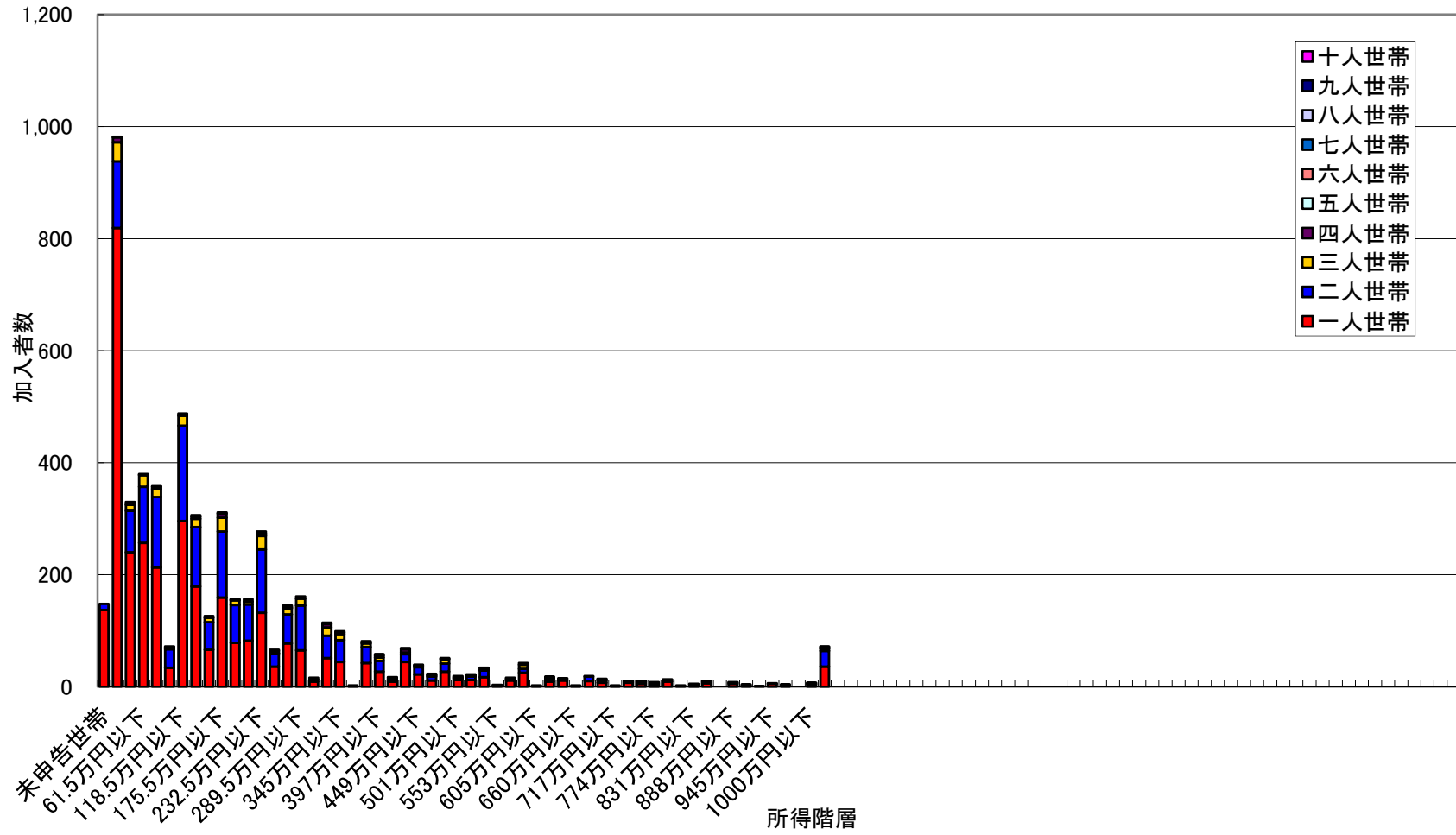
	世帯数内訳							合計
	1人世帯	2人世帯	3人	4人	5人	6人	7人	
未申告	137	11						148
0円	819	119	34	9	1			982
～118.5万円	1,040	503	67	15	2	1		1,628
～204万円	564	406	61	19	3	2		1,055
～293万円	319	272	51	14	9			665
～403.5万円	175	131	41	16	7	1		371
～501万円	116	51	17	11	5		1	201
これ以上	199	98	25	16	8	3		349
合計	3,369	1,591	296	100	35	7	1	5,399
割合(%)	62.4	29.5	5.5	1.9	0.6	0.1		

ポイント3 所得300万円(※)以下の世帯及び世帯員2人以下の世帯が約75%

(※)所得の目安

- ①所得 0円:年金収入(65歳以上)110万円以下 給与収入 55万円以下
- ②所得100万円:年金収入(65歳以上)210万円 給与収入 155万円
- ③所得200万円:年金収入(65歳以上)310万円 給与収入 297万円
- ④所得300万円:年金収入(65歳以上)434万円 給与収入 443万円

国保所得階層別世帯加入状況



税区分の状況

□ 令和2年度標準保険税率(税区分別)の比較

区 分	調定額 (標準保険税率の額)	収納額	差 額	収納率
医療分	4.83億円	4.59億円	0.24億円	95.0%
後期支援分 (後期高齢者医療への支援金)	1.76	1.54	0.22	87.5
介護分 (介護保険への納付金 40歳～64歳)	0.50	0.50	0	100

※R2年度調定額は法定外繰入金(差額)を0にする場合の額

□ 医療費適正化の効果(金額の効果が明確なもの)

(1) 国、県の公費の確保

保険者努力支援分 R元 21位(543点) → R2 17位(545点)

1,707万円

保険者努力支援分は市町村の医療費の適正化に対する取組に対し、12項目の評価指標で評価するもの
県内で17番目に高い得点(545点)

(2) ジェネリック医薬品の数量シェアの上昇による効果

年間4,800万円

先発医薬品をジェネリック医薬品に切替えたことによる最大効果額

数量シェア R2年度 78.5%(市町村平均79.7%の差△1.2%) R元年度 79.7%(市町村平均81.2%の差△1.6%)

**ポイント4 3区分のうち医療分、支援分の差額が大きい
合わせて、医療費の適正化にも引き続き取り組む必要がある**

□ 東部地区15団体の状況(令和3年度)

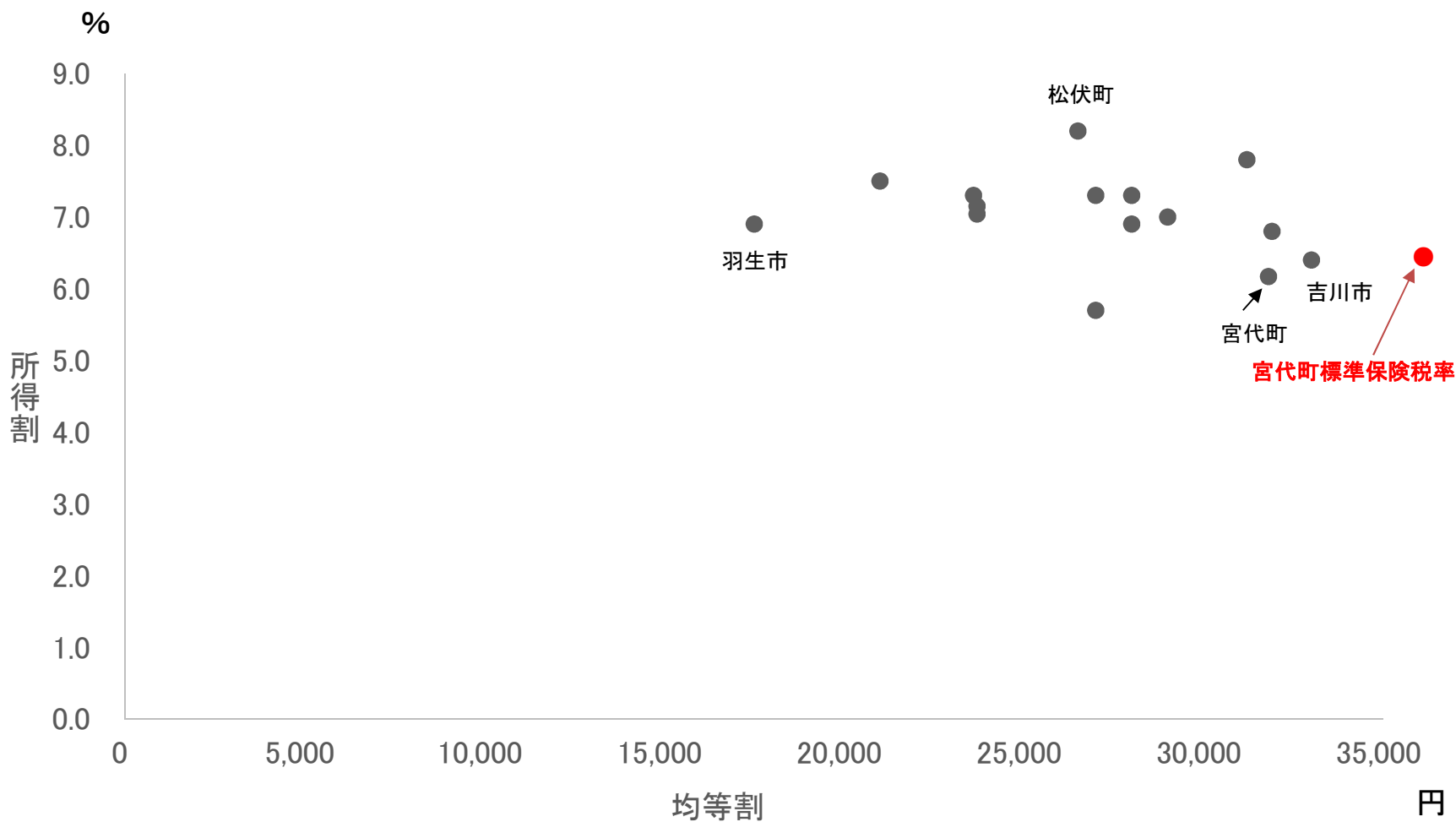
税率改正市町

※所得割・資産割:% 均等割:円

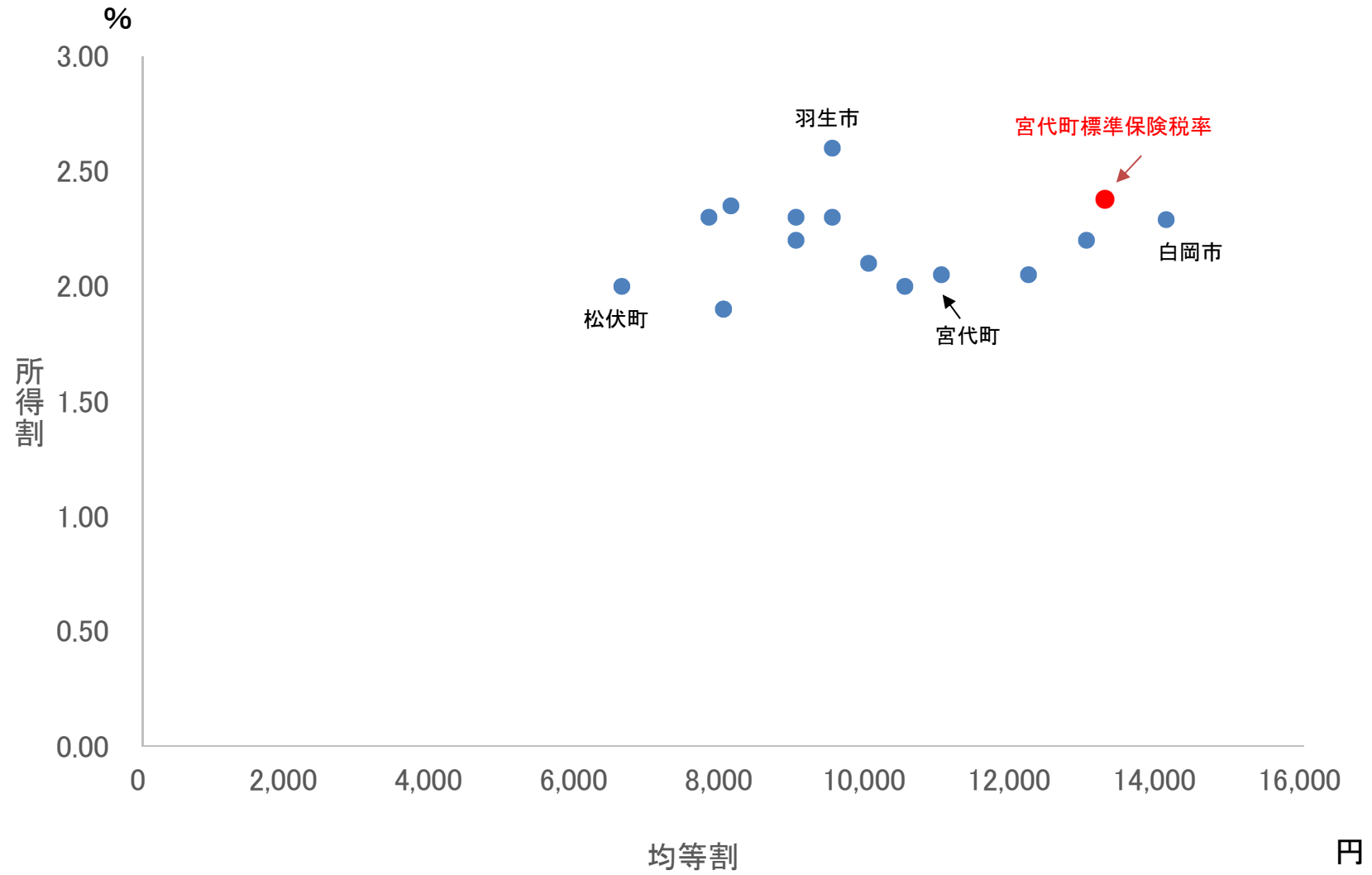
	医療分				支援分		介護分		内容
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
加須市	7.50	-	21,000	-	2.30	9,500	2.40	11,000	据置
春日部市	6.80	-	31,900	-	2.05	12,200	1.50	11,700	据置
羽生市	6.9(+)	13(-)	17,500(+)	9,500(-)	2.60	9,500	1.40	9,500(+)	R3改正
草加市	7.3(-)	-	27,000(+)	-	2.3(+)	7,800(+)	1.8(+)	9,800(+)	R2引上
越谷市	8.20	-	26,500	-	2.20	9,000	1.90	9,500	据置
久喜市	7.00	-	29,000	-	2.10	10,000	2.20	11,000	据置
八潮市	7.30	-	28,000	-	2.20	13,000	2.00	10,000	据置
三郷市	6.90	-	28,000	-	1.90	8,000	1.60	10,000	据置
蓮田市	7.15(-)	-	23,700(-)	-	2.35(-)	8,100	1.50	11,400	R2引下
白岡市	7.04	-	23,700	-	2.29	14,100	2.13	14,700	据置
幸手市	7.30	-	23,600	-	2.00	10,500	1.20	10,000	据置
吉川市	6.40	-	33,000	-	1.90	8,000	1.60	12,000	据置
宮代町	6.17	-	31,800	-	2.05	11,000	1.89	14,100	据置
杉戸町	5.70	-	27,000	-	2.30	9,000	2.00	10,000	据置
松伏町	7.80	-	31,200	-	2.00	6,600	1.60	12,300	据置
平均	7.03		26,860		2.17	9,753	1.78	11,133	

東部地区15団体の税率

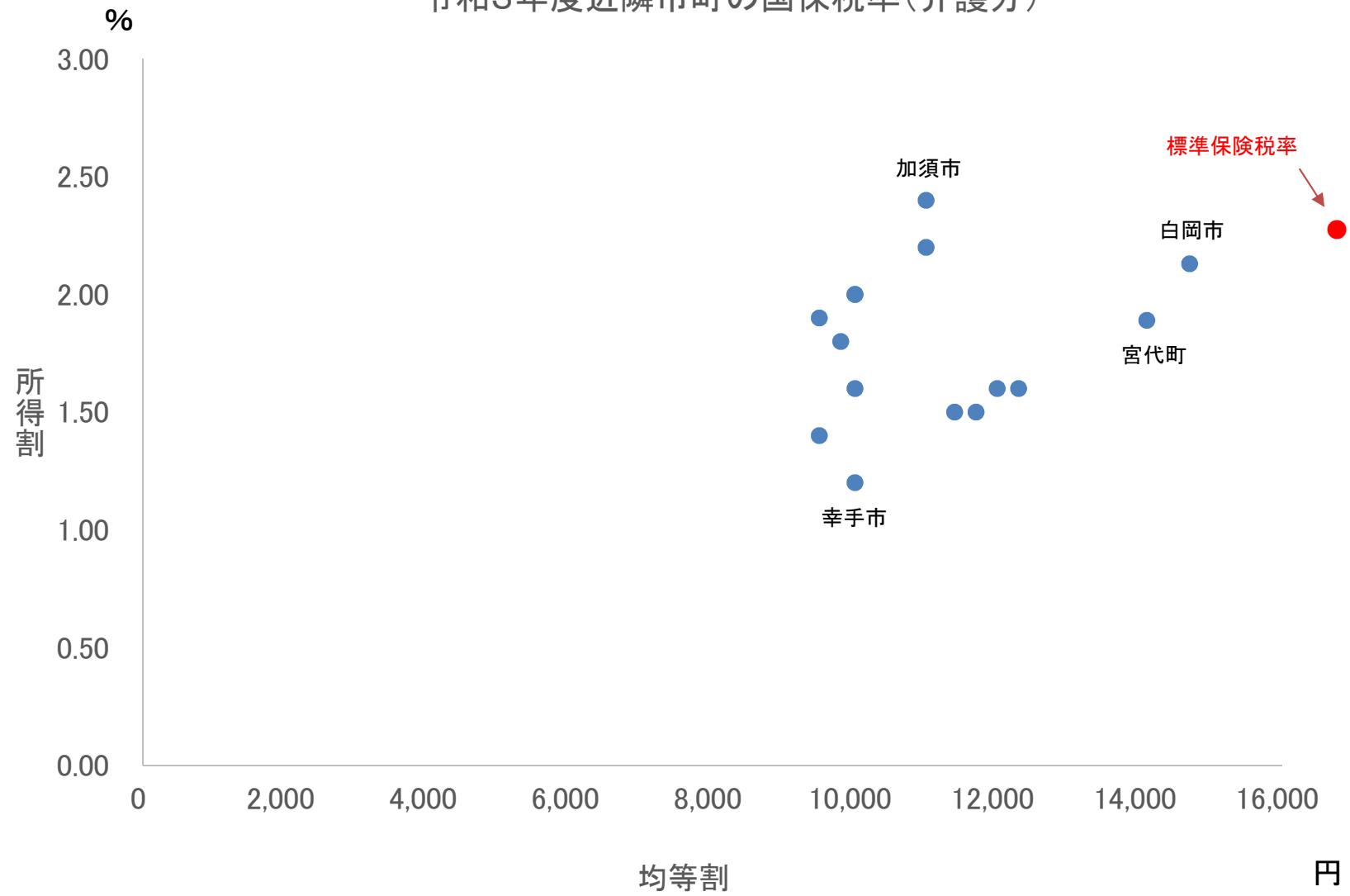
令和3年度近隣市町の国保税率(医療分)



令和3年度近隣市町の国保税率(後期支援分)



令和3年度近隣市町の国保税率(介護分)



6.国保特別会計の財政推計

税率改正や制度の変更をしない場合

- ① 被保険者の減少による保険税収入は減(R1→R9で▲2.1億円)
- ② 令和9年度の赤字額1.5億円

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
被保険者数	8,133	7,777	7,388	7,019	6,668	6,334	6,018	5,717	5,431
保険税	7.1億円	7.0	6.7	6.4	6.1	5.8	5.5	5.2	5.0
県交付金	25.7	24.0	25.3	24.9	21.5	20.1	19.4	18.5	17.6
その他	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8
歳入計	35.4億円	33.5	34.4	33.6	29.8	28.0	26.9	25.6	24.4
納付金	9.5億円	8.5	8.8	8.7	8.5	8.4	8.2	8.0	7.9
保険給付費	25.7億円	24.0	25.3	24.9	21.5	20.1	19.4	18.5	17.6
その他	0.6億円	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
歳出計	35.8億円	33.0	34.6	34.1	30.4	28.9	28.0	26.9	25.9

赤字額	0.4億円	△0.5	0.2	0.5	0.6	0.9	1.1	1.3	1.5
-----	-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- (1) 令和2年度宮代町の一人当たりの平均調定額 **89,276円**(元年度 **87,105円**)
- (2) 令和2年度埼玉県の一入当たりの平均調定額 **101,899円**(元年度 **94,119円**)

7.国保を取り巻く情勢

□ 埼玉県保険税水準の統一について(埼玉県国民健康保険運営方針第2期・令和3～5年度)

(1) 納付金ベースの統一

令和6年度から、納付金を市町村単位でなく、県単位で計算することとし、統一基準によることを目指す。

※ 納付金とは、県が保険給付費の推計をもとに、保険税収納必要総額を算出し、当該総額を医療費水準及び所得水準に応じて各市町に納付金として割り当てるもの。納付金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分についてそれぞれ算出・決定している。

(2) 保険税水準の準統一

令和9年度から保険税の収納率格差以外の統一をすることができるよう(準統一)を進める旨を、埼玉県国民健康保険運営方針第2期に明記。

⇒ 各市町村は原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税とする

(3) 保険税水準の完全統一

平成30年度決算において収納率格差が最大12ポイントあることから、収納率格差が一定程度まで縮小された時点で収納率格差を反映しない完全統一を実現する。

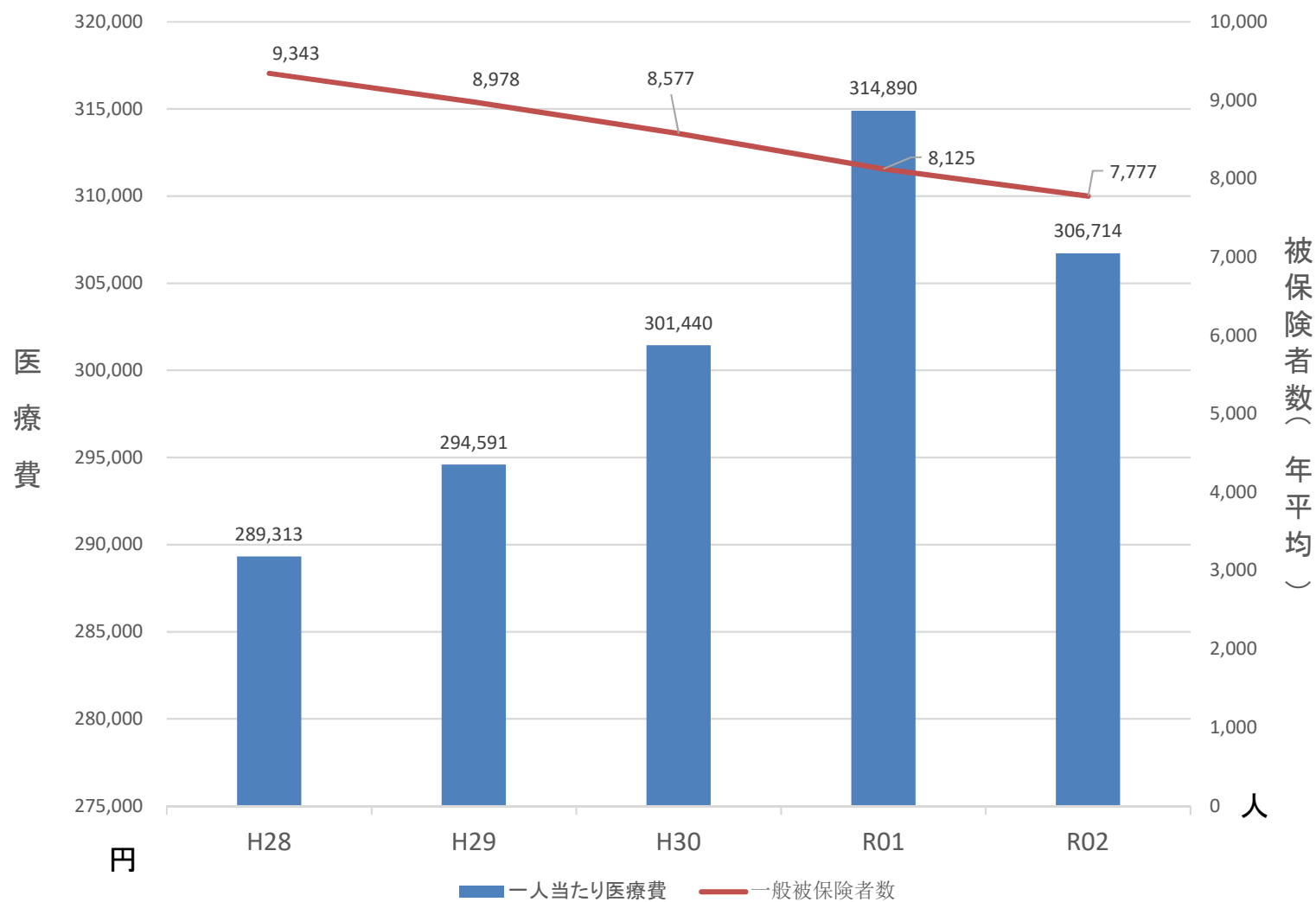
□ 新型コロナウイルス感染拡大・被用者保険適用拡大の影響

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免が、令和元・2年度課税分で、48件・7,272,800円あり、今年度課税分においても、昨年同様の減免申請が見込まれる。近隣市町においても、新型コロナ感染拡大の影響(第5波)等を考慮し、翌年度以降の税率改正について検討中である。

(2) 令和3年度には、税制改正による基礎控除の見直し、令和4、6年度には被用者保険適用拡大※が予定され国保税収の減少に大きく影響する見込みである。

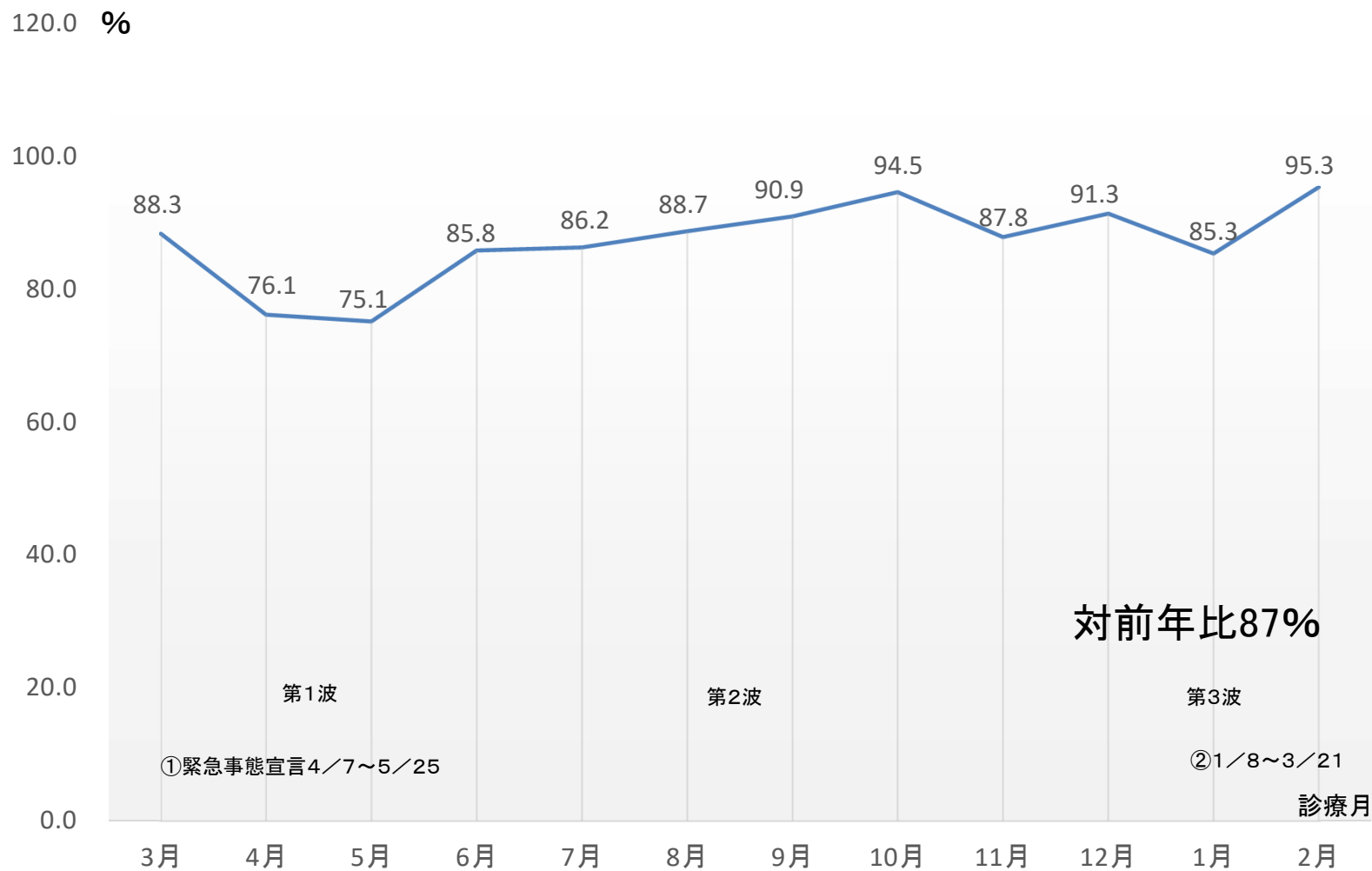
※被用者保険適用拡大：令和4年度は従業員101人以上、令和6年度従業員51人以上の企業が対象

一人当たり医療費及び被保険者数の伸び

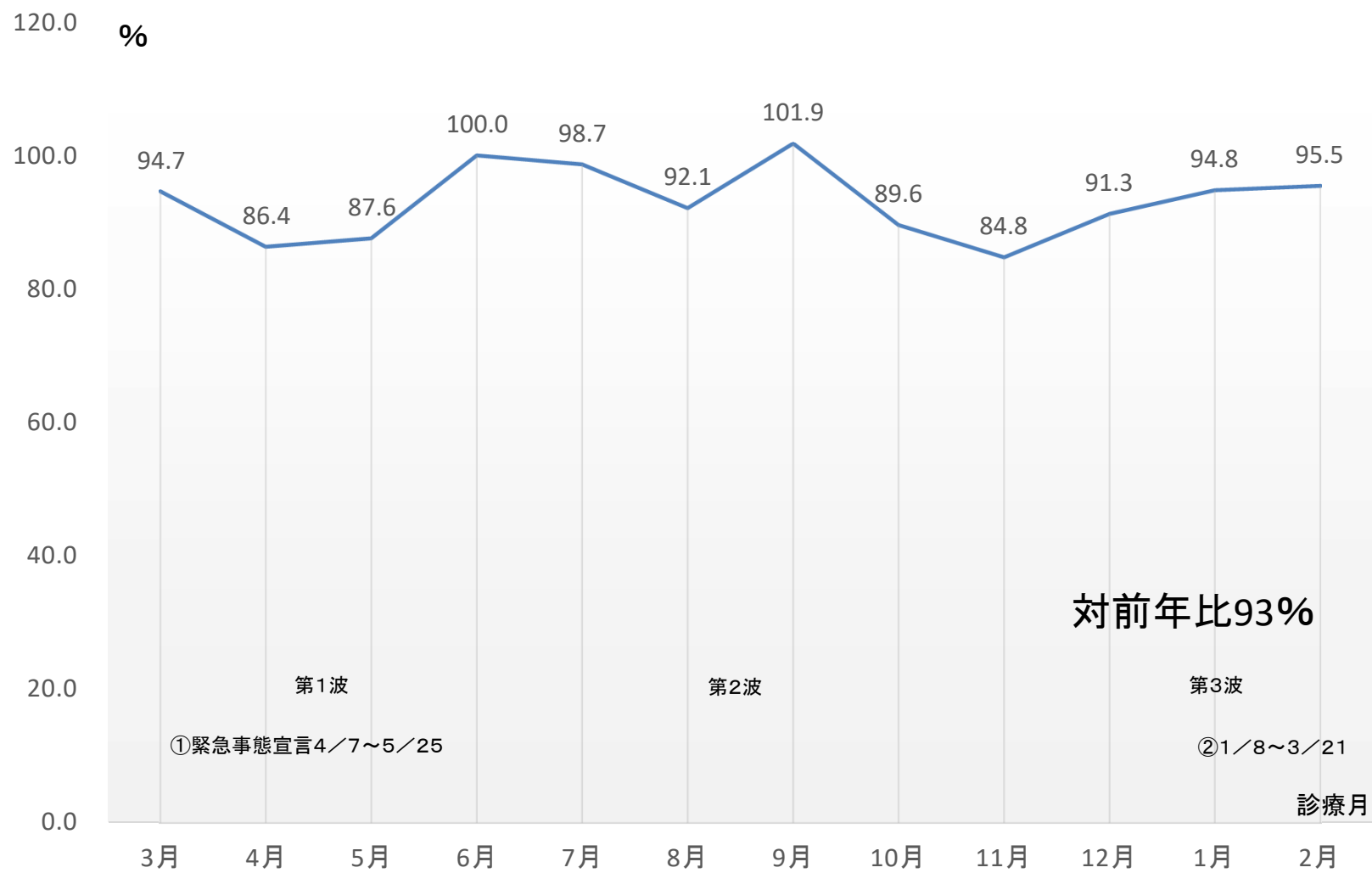


新型コロナウイルスの影響(受診控え等)

令和2年度療養の給付等の状況(令和元年との比較・件数)



令和2年度療養の給付等の状況(令和元年との比較・医療費(保険者負担分))



8.令和5年度以降の国保税率等について

- 令和4年度の国保税率(所得割・均等割)は据置きとする
- 令和9年度から保険税の収納率格差以外の統一(準統一)に向けて、令和5年度・7年度の国保税率の見直しを行う
 - ・令和2年度決算において、県への納付金が約1億円減額されたこと等の影響もあり、約5千万円の黒字となっている
 - ・県への納付金は、後年度の納付金において、精算(加算または減算)することになる
 - ・コロナ感染症拡大(受診控え等)による納付金への影響が、後年度に出てくる見込みである